

令和5年 第4回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後1時24分～午後3時17分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	6番 井上 豊	7番 芝崎 篤子
	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫	10番 戸塚 勉
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 田中 正明
	14番 中山 範雄	15番 金井 亮	16番 伏田 再子
	17番 丸山 征二		

4 欠席委員 (1人)

5番 森泉壽義雄

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 辞任願いに対する同意について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催に当たり、5番森泉壽義雄委員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、6番井上豊委員・11番橋本一男委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年3月27日開催の第3回総会で許可相当の議決案件、農地法第5条関係10件につきましては、令和5年4月17日付で許可書を交付いたしました。

現況証明3月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

群馬県農業会議の第1回常設審議委員会が4月17日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席いたしました。

会議の報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案のうち、番号1番は6番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、番号1番を案件1、番号2番から7番を案件2として2回に分けて審議を行います。

初めに、案件1、番号1に対する審議に入りますが、本件は6番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退室)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、案件1の農地法3条申請は、議案書1ページ記載の1番の1件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要

件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 議案第1号、農地法第3条の1番です。これは養蚕をやろうという会社のもの
で、田んぼのところに桑を植え地面で増やしてやるという話を聞いておりま
す。また、これは説明があるそうですので、そのときにまた質問をしていた
だければと思います。問題ないと思います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 よろしいですか。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号案件1、番号1番については、審査班に
審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入室)

議長 次に、案件2を議題とします。

番号2番から7番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書。

議案第1号案件2、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載
の2番から7番までの6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号
に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

ここで、議長のほうから補足説明させていただきます。皆さんご承知おきのこ
とと思えますが、下限面積というのが撤廃されまして、今までは安中市は3
0アール以上所有しないと農地が所有できなかったのですが、今月から下限

面積というのが撤廃されていますので、それに関連してこういう形で何件かそれに該当するようなものが出てきています。

また、4番に関しましては、先月まであった農地付き空家が、手続のずれで、今月これが上がってきます。先月まででしたら、これは農地付き空家ということで議論されている案件になります。以上です。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 議案第1号、農地法第3条関係の6番でございます。この案件、現地を確認したところ会社で法人となっております、きれいに畑もなっておりますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。
以上です。

議 長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、第3条の5番ですけれども、既にこの案件は受け人が管理されており、小面積の土地で、特段悪影響を及ぼすようなことはございませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。こちらは、昨年8月にこちらの南側の土地は7m盛土処理ということで、皆さん現地調査をした案件なのです。一応盛土工事を終了してしまして、そこに隣接する土地なのですけれども、やむを得ないかなと思います。審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 農地法第3条の4番、農地付き空家の関係なのですけれども、これのところは書いてあるとおり梅原の下にある家です。事務局の方2名が現地調査へ行って農地の利用状況等確認したと書いてありますけれども、正直今までこの譲渡しの人の〇〇さんがやっておったところです。周りは右側のところ、裏側のところは随分荒れている土地になっていましたけれども、行ってみましたら草も刈ってありましたし、シノも刈ってあります。梅は随分大きくなっていて、梅をやるよというのでちょっと不安はありますけれども、新しく入る

人ですから、周りの人たちと一緒に梅農家を育てていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。農地法 3 条の規定の申請で 3 番になります。贈与ですので、事務局からの説明がありましたとおり、3 条 2 項の関係には触れないと思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

議 長 2 番。

2 番委員 2 番です。農地法第 3 条の 7 番です。これは広い 1 枚の畑を一部宅地として、残りを農地ということで、これは問題ないと思っております。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号案件 2、番号 2 番から 7 番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3 班に 2 番から 7 番の 6 件、以上合計 6 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 5 年 4 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は、議案書 3 ページ記載の 2 件です。受理した申請書は農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案 2 号、農地法第 4 条関係の 2 番です。この案件は、物置用地として出てきた案件でございます。始末書も添付されておりますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議の参考にしてください。お願いします。
以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条の 1 番です。これは、申請されていたのですけれども、隣、ちょうど見に行ったときに〇〇が出てきて話を聞きました。そのときに、〇〇が建てたものなのですけれども、取りあえず建てたときはよかったですけれども、ちょっと変わって増設ではないですけれども、計画よりちょっと大きめに建てたという話なので、そのほか一応庭用として使っていたのですけれども、確認したところ未転用が判明したということで、是正したいと申請されておりました。一応始末書が添付されているということで、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2 班に 1 番と 2 番の 2 件、以上合計 2 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか

ら審議のうえ議決願いたい。

令和5年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、4月19日に実施しました申請地面積1,000平米以上の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和5年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから6ページ記載の22件及び、議案書7ページ記載の計画変更3件の計25件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の10番、11番、12番、13番、17番の案件です。

まず最初に、10番ですが、一般住宅ということで〇〇にうちを建てたいと。実家のすぐ隣の畑なので、問題ないと思います。

また、11番、〇〇に今〇〇の大きな工場を造っております。その会社が駐車場にしたいという畑でございしますが、作物も作っていませんので、問題ないと考えます。

また、12番、これは〇〇の駐車場ということで使っておりますが、始末書も出ておりますので、これから駐車場として使いたいということで問題ないと思います。

また、13番は、今出た12番の〇〇が今度は一般住宅をすぐ〇〇の前のところに建てたいということで、一般住宅ということで問題ないと思っております。

また、17番の太陽光でございしますが、大変住宅に近いところで農地に影響ないと考えておりますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 番、2 番、3 番、4 番、16 番と 2 番の 6 件です。

まず、1 番です。これは以前計画変更の許可の一度出ている土地なので、これは問題ないと思います。

2 番、3 番、これは同じ場所で、測量したら隣に入っていたということで、これも 3 種農地のところでありまして、これも問題ないと思います。

あと、4 番です。一時転用、農用地区域内の農地ですが、これは一時転用なので問題ないと思われま。

16 番です。これは田んぼでありまして、とてもいい田んぼで、水利がいい条件のない田んぼなのですけれども、3 種農地でありまして、これは問題ないと思います。

22 番です。これは、先ほど 3 条の 7 番の関連する土地でありまして、周りは住宅化が進んでいる土地でありまして、これも問題ないと思われま。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条、18 番から 21 番について、この土地は耕作者が見つからず、所有者も高齢のため太陽光発電用地として特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14 番。

14 番委員 14 番です。7 番と 8 番です。7 番につきましては、〇〇でしっかり管理されているのですけれども、高齢化のため耕作できないということで、太陽光発電用地ということでありま。

8 番につきましては、耕作されていないで木が生えているような状況なのですけれども、周りも北側が山林で、その下が〇〇という場所で、周りも耕作されない畑だったりするので、特に問題ないと思われま。るので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の9番と15番です。9番のほうは、南側は住宅地なのですけれども、周辺環境は問題ないと思います。ちなみに、〇〇さんという会社は不動産仲介業者だと思うのですけれども、太陽光事業とか農業事業もやっているようですので、ご参考にしてください。

15番のほうは、北側はもう既に住宅地となっておりますので、特に問題ないと思います。ご審議ほどよろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。5ページの14番です。この土地は〇〇線、〇〇の〇〇というところからずっと上がっていきますと、今〇〇ですか、そのちょうどぶつかったところ、信号がありますけれども、そのちょっと上がった右側、川沿いの土地です。下のところは〇〇さんが使っていて、それと上のほうをこの〇〇というところが使っております。その間ですので、また2種農地になっていきますので、特に問題というのはないと思いますので、審議よろしく願いいたします。

委員 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法5条関係の5番です。資材置場用地への転用申請です。申請地は市道の北側と南側と2か所です。2か所とも市道に隣接しております。北側の申請地につきましては、市道と企業用地に囲まれておりまして、農地はほかにございません。問題ないと思います。南側申請地につきましても、市道と、今回の申請者が以前に資材置場として5条申請をして許可を受けている土地との間にある位置づけになっておりますので、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。農地法第5条の6番の案件になりますが、こちらは3種農地ということもありますが、周辺は既に宅地化が進んでおり、周辺農地への影響はないと思われまますので、ご審議の参考をお願いいたします。

ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から8番の8件、併せて計画変更1番から3番の計11件、2班に9番から15番の7件、3班に16番から22番の7件、以上合計25件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:10)

(書類審査)

(再開午後 2:32)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

この後、議案第1号、農地法第3条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、本件は6番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参加ができませんので、これを質疑の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退室)

議長 それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号1番の案件申請者からの説明を求めます。

(議案第1号1番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

1番申請者 ○○株式会社の○○といたします。このたび農地に関して皆さんに私どもの事業の概要と、それから農地の今後の活用についてご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

では、説明させていただきます。○○株式会社というのは、ベンチャー企業になりますけれども、私は○○といたします。養蚕参入をしたいと考えて、○○の紡績会社の○○の社内ベンチャーとして立ち上げた会社になります。会社

は、今〇〇、〇〇にありますけれども、いずれ安中市内に移転を考えております。私どもの会社は農業法人として桑を植え付け、桑の葉を収穫して粉末にして、蚕を育てるために人工飼料を作ることが第一の仕事になります。

なぜ今にもなくなってしまいそうな養蚕業をしようとしているかという、第一に私自身養蚕の火を消したくないと思っております。私の死んだ父親は蚕が好きでして、そんなおやじが好きだった蚕を、新たな蚕産業として自分なりに残したいと思っております。そこで、製糸工場が残っている安中市のこの地で養蚕をやりたいと思ったわけです。安中市を再び日本一の繭生産地にしたいと考えておりました、かつて群馬一の繭生産量を誇り、それがすなわちは全国一の繭の生産地だった安中市を繭の里として再生して、そして〇〇の経営安定で、また雇用促進、農地の有効活用に寄与して、県内あるいは国内の養蚕技術、養蚕農家の継承を支えていくことを目指したいと思っております。

つまり繭生産を工業的に大量に生産して、〇〇をフル稼働させることができれば、〇〇の経営が安定し、その結果、全国の養蚕農家から繭を引き取ることができて、養蚕が存続すると思うからです。そこで、まずは桑園のための農地を確保したいということで、本日お願いの説明をさせていただきます。

お手元の資料にもございますけれども、まずグラフの載っている資料があると思います。文字が小さいので、増加傾向のグラフの傾きを見ていただければと思います。この2つグラフがありますけれども、左のグラフは年々人口が増加している。点線が人口が増加しているというグラフになりまして、繊維の需要量も増えている。折れ線が1人当たりの需要量、棒グラフが繊維量になります。そして、右のグラフ、これは繊維の原料別、化学繊維とか絹とか羊毛とか綿などの種類別の需要量をグラフにしておりまして、年々増えていきますけれども、そのうち70%以上が化学繊維であると、そういうグラフになっています。

一方で、世界の Apparel 業界や海洋プラスチック問題等の環境問題に積極的に対応しておりまして、繊維需要の約70%を占める石油由来以外の製品を求めています。ご家庭で洗濯機の繊維くずを見たことがあると思いますけれども、これが川に流れて海に流れ着いてしまう。これが海洋プラスチック問題につながっているわけです。

また、世界の人口はもう既に80億人を超えており、2050年には97億人

に増加すると国連で予想しています。人口増加とともに繊維の需給バランスが崩れると考えられています。つまり環境問題から石油由来の繊維が使えなくなる。そして、人口が増えることで繊維の需給バランスが崩れる。そして、化繊の代替繊維の確保が必要になる。その代替繊維というのは、トウモロコシ繊維であったり植物由来のものです。サトウキビ繊維あるいはバイオ繊維、人工クモの糸、シルクなどです。それから天然繊維、コットン、ウール、シルク、これが強く求められてきております。

このような状況で、まず私どもの考えとしては、バイオ繊維とか植物由来、動物繊維の天然繊維とか、ほとんど原料輸入しなければ作れない。ですけれども、シルクは原料輸入に頼らずとも、蚕の品種や餌が国内で担保できるということで、国内生産が唯一可能な繊維と考えています。また、日本の蚕糸技術、蚕の品種、人工飼料等の研究は世界をリードしています。

先ほどお話ししました〇〇は、コンピューター横編機で世界のトップの〇〇のグループ企業として、編み機の繊維原料の製造を担っているのですけれども、将来をにらんだ繊維原料としてシルクの大量生産を目指し、そのために基盤があるこの安中市を候補地としました。世界的には既に繊維が逼迫し、高騰しつつあります。この事業がますます急務になっているということです。

それから、お手元に横判の〇〇の資料もお配りさせていただいておりますけれども、先ほどお話ししました〇〇というのは140年以上の歴史がございまして、皆さんよくご存じの〇〇とは違って、〇〇よりも歴史が古い会社です。日本で最初にカシミヤの糸作りを始めた会社でもありまして、今でもカシミヤ糸の品質基準をつくる国際団体に名を連ねて、この業界では有名な会社です。また、〇〇は農林水産省管轄の全国シルクビジネス協議会の幹事長あるいは繊維分科会の主査も務めております。横編み機の世界シェア60%を占める〇〇のグループ会社として、編み機用の糸を担っているわけですが、その編み機用の糸として大量のシルクを自社生産しようということです。そこで、進めるに当たって、社内ベンチャーとして〇〇株式会社、これが労力のかかる桑園の管理、桑の生産を担うのですけれども、もう一つ繭生産を担う工場の法人の立ち上げも考えておりまして、併せてビジネス展開を進めようとしております。既に蚕糸技術センターとの共同研究を始めまして2年目になりまして、飼育技術の機械化が目前に見えつつあります。現在はまだ生産しておりませんので、中国からのシルクを輸入して、ウォッシュャブルシル

クとして加工して既に輸出しております。北米で売れておりまして、注文も既に受けていて、出口は既に確保しているという状況であります。

そんなところで、今回農地の構想としては、まず桑園の造成整備、桑の苗生産から桑の葉を収穫するまでには年数がかかります。繭生産に必要な桑園の確保のためにもこの〇〇を設立しまして、桑を収穫できるようにするためには、通常ですと桑苗を作るのには2年ほどかかるとか、植えてから3年しないと成園にならない。それだけ年数がかかりますので、まずは桑園造りからということで取りかかっているところでございます。そして、今年度、令和5年度の農林水産省の補助事業にも応募しまして、事業の獲得といいますか、内示を受けたところです。これから申請をして交付決定をいただく、そういった段階に来ております。

この〇〇の桑園につきましては、まずここを1号桑園として整備して、今回は3反弱ですけれども、最終的には1万6,500ヘクタールほどの面積の桑園を〇〇のこの地に確保させていただいて、その分の桑苗を既に生産に取りかかっております、1万本桑苗を今生産していただいているところです。年明けには掘り取りを行って運搬してもらい、多分最近は暖冬で畑が凍ることも少ないとは思いますが、2月頃には植付けをしたいというふうに思っております。今年度中には植付けして、この事業を完了するような計画であります。今、〇〇さんとも相談しております、農園の整備とか管理をお手伝いいただける方をお願いすることも考えております。もちろん会社として雇用もしますけれども、今安中市〇〇さんとも相談をしており、農福連携も進めていけたらと考えております。

今後、〇〇の近くに繭生産工場、もう少し桑園用農地の確保を目指していきたいという考えであります。繭は農産物ですから、繭の生産工場というのは、農産物の生産工場ということになります。生産した繭を速やかに製糸工場に持ち込める、そういった距離感を考えております。今回、10年以上も遊休農地であり、耕作放棄地となっている農地を桑園として再生し、安中で生産した繭を糸加工して世界に輸出していく。安中発の事業展開をしていこうと考えております。

私の養蚕を残したいという思いと、繭生産をしたいという〇〇の思いが、蚕産業の振興という点で一致したので、精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。何とか養蚕の火を消さないで、安中からも養蚕の火を消さない。

群馬から、そして日本からも養蚕の火を消さないということで、この安中の地から繭生産をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 申請者の説明が終わりました。
質問等のある方はお願いします。

11番。

11番委員 どうもご苦労さまです。まず、桑原を〇〇で造ると。土地調査というものは行いましたか。

1番申請者 土地調査についてはまだこれからです。

11番委員 ということは、あそこ、今予定されている土地は田んぼであったと。粘土質なのですね。桑原は粘土質だと根腐れを起こす可能性があるというので、両方が山なのです。そこは湿地なのです。〇〇というところ。そのところへ植えて、桑はほとんど私の経験から言うと根腐れを起こすというところを、桑を植えて大丈夫でしょうか。その点について。

1番申請者 あそこについてはご紹介をいただいて、スピード感を持って進めたいということがあって、あの地を選定させていただきましたけれども、まずは耕作放棄地の再生整備の事業を活用させていただいて、〇〇に今お話ししているところですけども、〇〇にあそこを天地返しをしたり整備をして、しっかりロータリーをかけ整地をして、そして土壌改良していくと。土壌改良するために堆肥も入れて、十分土壌改良していくことで〇〇さんとの今話をしているところです。それで、桑を植えていきたいというふうに思っております。

11番委員 それと、もう一つ聞きたいのですが、〇〇のほうでは2回ばかり〇〇の会議に出ているのですが、〇〇のほうの桑園は計画はどうなっていますか。

1番申請者 〇〇のほうで候補地といいますか、考えているところはあるのですが、まだ獲得の方向では進んでいない状況になっています。

11番委員 〇〇のほうは、まだ今お蚕を実際に飼っている人がいて、県の試験桑園もあるのですね。

1番申請者 それについて伺いましたら、既に試験は終わっているということなので、試験桑園はもうないそうです。

11番委員 桑園は大分あるのですよ、まだ。

1番申請者 桑園は残っております。

1 1 番委員 それで、今お蚕を飼っている人は年齢的に八十四、五になるのか。その方はもう何年もできないという、桑園があるのですよね。そういう面も含めて〇〇のほうも進めていただければと私は思うのですが。

1 番申請者 〇〇の近くというのは思いがありますので。

1 1 番委員 〇〇のすぐ上のほうに桑園が実際にあるのです。〇〇よりは〇〇のほうがいいような気がするのだけれども。

1 番申請者 そもそも〇〇のほうとか思っていたのですけれども、時間的なことと、それから場所として耕作放棄地でありますので。

1 1 番委員 簡単に〇〇のほうが入るから、〇〇のほうへ行ったという考え方に俺は思うのだけれども、〇〇はちょっと難しいと。

1 番申請者 ご紹介いただいたことがありまして、そこを選んだということです。

1 1 番委員 何とか〇〇のほうへ、私も一生懸命頑張って言っていきたいというか、進めているところなのだけれども。

1 番申請者 ありがとうございます。〇〇は1号桑園ですけれども、〇〇で2号桑園といただきますか。

1 1 番委員 〇〇でやるのなら、〇〇のほうが全然桑原は作りいいや。そういうことでよろしくお願いします。頑張ってください。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 2つぐらい質問したいと思うのですが、プリントの構想のところの⑤番で、最終的には1万1,737平米とかなり細かい数値で示されていますが、これは具体的に目星がついているのかということ。

1 番申請者 はい。一応そこは目星ついております。

1 5 番委員 それと、私、実は〇〇の理事をやっているのですが、養蚕のほうの部会もあるのです。その養蚕の部会との交流といたしますか、そういうのは。

1 番申請者 部会との交流は今ないのですけれども、担当の〇〇さんとか〇〇さんともいろいろよく情報は共有させていただいております。

1 5 番委員 そうですか。部会ですから会長もおりますので、おつなぎしてもいいのですが、ぜひとも養蚕部会、かなり高齢化していますので。

1 番申請者 おととしから去年にかけて極端に農家さんが少なくなっていまして、井上豊さんも養蚕の火が消えてしまうというふうに嘆いていまして、絶対養蚕の火は消したくないというふうな思いも共有しまして、ぜひ安中で一緒にやりましょ

うという話をさせてもらっています。

15番委員 あと聞きたいのは、最終的に1万6,000平米ですか、その工程的なものがよく分からないのです。どういうふうに工程を考えているか。最終的には1万6,000平米桑を植えたら、どのくらい繭の量が生産できるのかということ、それが具体的な数字があるのか。目標でしょうけれども。

1番申請者 まず、1万6,500平米でおよそ1万1,000本近くの桑苗が植えられるものと思っております。その桑苗を今生産しているところですが、まずこの1万6,500平米ご承認いただければ、夏には〇〇が再生整備をしてくれる。時間的には取れるということで、再生整備していただく予定になっております。年内中には土壌改良、それには〇〇さんの力も借りることもあるかもしれませんが、最初の段階では〇〇さんの機械をフルに活動していただいて、年明けには桑苗を植えて、2月には先ほどお話ししましたけれども、植え付ける。その後、今度はさっき言ったように雇用ですとか、あるいは〇〇さんを通して管理していただける方を募集するとか、あるいは農福連携とか、そういったことを通して管理を進めていく。

まず、1年目は収穫できない。2年目に、やっと1株当たり二、三本の桑が収穫できるかなというくらいにやってまいりたいというふうに考えております。1万6,500平米だけでは我々の計画では足りないのです、さらに〇〇地区で3haぐらいとか、何とか確保できたらなというふうに思っております。そんな計画で桑園管理、それから収穫もしていくという考えでおります。

15番委員 質問が長くなって申し訳ないです。できれば、いろいろな〇〇以外にも農福連携であれば、そういう協議会もありますので、そういうところとも、実は農福連携でも〇〇に繭出しているのもある。だから、そういうところとうまいことバッティングしないようにということですよ。

1番申請者 〇〇の方と今相談を進めているところでして、施設を紹介いただくということで、今相談を進めています。それから、これは安中に来ている福祉団体、〇〇の方が来ていろいろ管理しているということなので、そちらにも話しておりまして、その施設の方に管理をしてもらうということもできるだろうというふうには話して、契約をしてということは話が今進んでおりまして、そういった農福連携も進めていけたらと思っております。

15番委員 農福連携は、実は蚕ばかりでなくて、コンニャクとか、私が関わっているのは梅の関係の作業ですが、いろいろ多岐にわたって人の取り扱いという

こともあるのです。はっきり言って時期的にダブるところがあるので。今後うまいこと、これ以上のことを言えないのですけれども、うまく付き合っ
てやっていただきたいなと思います。

1 番申請者 そこはいろいろ情報をこちらも共有しながら、スケジュール調整もしていける
ように。

1 5 番委員 それと、あと用地、畑ですよ。例えば私のそばですと〇〇とかということで、
20ヘクタールぐらいあるのですが、今ソバを作っているのです、ほかの県
から来て。ですから、空いていることは空いているのです。そういうところ
も聞いてみて、〇〇を広い範囲でいろいろ見学して、谷間の谷地みたいな
湿ったところはいっぱい空いているのですけれども、そういうところではな
くて、なるべく経費のかからないような農地を確保ぜひともしていただき
たいと思っています。

1 番申請者 蚕になりますと、どうしても農薬被害が一番避けなければならない問題です
ので、そこを十分注意しながら農地は探していきたいと思っています。

1 5 番委員 以上です。

1 番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

10番。

1 0 番委員 恐れ入ります。安中市の産業に寄与していただければありがたいと思います。
すみませんけれども、〇〇さんの経歴をちょっとお聞きしたいのですけれど
も、養蚕業に携わったことはございますか。

1 番申請者 直近では、昨年井上豊さんのところで朝3時に起きて4時から区分けして桑取
りへ行ってというのが、養蚕の経験としてはそこが一番近いのですけれど、
私は〇〇にある〇〇、そこを最後に定年退職したものでして、養蚕につい
ては十分ではないのですけれども、ある程度知識と経験がございます。そんな関
係があって、井上豊さんのお付き合いもあるというものです。

私は、生まれは〇〇でして、〇〇でおやじが養蚕をやっていたのですけれども、
養蚕を、死んでもう10年近いのですけれども、やめてから20年ぐら
いたっているのですけれども、唯一その地域では最後まで養蚕をやっていたと。
子供の頃から手伝わされて、養蚕もそのときの経験があって、死んだおやじ
のことを死んだおふくろが言うには、本当に蚕が好きだったと。そういった
思いがあって、私としてはおやじが好きだった蚕を自分なりに新しい形でこ

れからずっと残すという方向で何とかできないか。そうしなければ、本当に日本から蚕の品種、蚕の技術もなくなってしまう。そういう思いが強くあるものですから、何とか大量に繭生産ができる、これはプラントになりますけれども、生産をして〇〇で糸にして、あるいはそれ以外のものも糸の仕方は違いますけれども、それで加工したものを安中から世界に輸出していくという形をつくっていききたいなというふうに思っているところです。

10番委員 ぜひ頑張ってください。

1番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。本日はどうもご苦労さまです。安中市としても、安中市農業委員会としても、これはかなり大きなプロジェクトで、バックアップさせていただきたいと考えておりますので、先ほど委員さんからいろいろな意見が出ていますけれども、ぜひいろいろなものを参考にさせていただいて、よりよいものを作っていただきたいと思います。

1番申請者 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。

委員 なし。

議長 では、お疲れさまでした。

1番申請者 どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。失礼します。

(議案第1号1番申請者退出)

議長 ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入室)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:59)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:00)

議長 会議を再開します。

それでは、議案第1号案件1、番号1に対する審議に入りますが、本件は6番委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

(6番委員退室)

議 長 それでは、議案第1号案件1、番号1番の審査結果について、3班の報告を求めます。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、案件1の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第1号案件1に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号案件1、番号1番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号案件1、番号1番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入室)

議 長 次に、議案第1号案件2、番号2番から7番に対する書類審査結果について、3班から報告を求めます。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、案件2の2番から7番の6件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号案件2、番号2番から7番に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号案件2、番号2番から7番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号案件2、番号2番から7番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。
2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から8番の8件及び計画変更の1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から15番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件

を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、16番から22番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書8ページから9ページ記載の31件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委 員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第5号、辞任願いに対する同意についてを議題とします。
本案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号、辞任願いに対する同意について。下記の農地利用最適化推進委員から一身上の都合により委員を辞任したい旨の願いが提出されたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき同意を求めます。
令和5年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議長 説明が終わりました。
本案に対して質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
それでは、お諮りします。本案について同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号、辞任願いに対する同意については、同意することに決定しました。
以上で議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和5年第4回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時17分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年4月25日

安中市農業委員会会長

6 番委員

1 1 番委員